

会議記録（1）

会議名称	第5回北本市子どもの権利委員会
開会及び閉会日時	令和6年1月19日（金） 午後4時00分～午後6時00分
開催場所	北本市文化センター 第3研修室
議長氏名	委員長 森田 満理子
出席委員(者)氏名	森田 満理子、茂木 好、関野 友恵、新島 一彦 大竹 達也、醍醐 隆、山内 公貴、須藤 叶夢
欠席委員(者)氏名	大木 正仁、山田 裕也
説明者の職氏名	福祉部子育て支援課長 南 豊 福祉部子育て支援課児童相談担当主査 石井 伸也
事務局職員職氏名	福祉部子育て支援課長 南 豊 福祉部子育て支援課児童相談担当主査 石井 伸也 (株)ジャパンインターナショナル総合研究所研究員 大塚 拓 (北本市子どもの権利に関する行動計画策定業務委託業者)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 （1）北本市子どもの権利に関する行動計画（案）のパブリック・コメントについて （2）答申について （3）その他 4 閉会
配布資料	第5回北本市子どもの権利委員会次第 資料1 北本市子どもの権利に関する行動計画（案）に関するパブリック・コメント手続の実施結果について 資料2 北本市子どもの権利に関する行動計画（案） 資料3 答申書案 資料4 国の「こども基本法」と今後の「北本市子どもの権利に関する行動計画」について

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>【森田委員長あいさつ】</p> <p>3 議題</p>
事務局	<p>議事の進行につきましては、委員長をお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは議事を進行させていただきますが、先に事務局から説明はありますか。</p>
事務局	<p>本日傍聴希望者がいらっしゃいますので、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により会議の公開・非公開については、その会議の長が会議に諮って決定するとされております。よろしければ、この場で会議の公開と資料の閲覧の可否について、委員の皆様にご諮らさせていただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>事務局から提案がありました、会議の公開と資料の閲覧についてご意見はいかがでしょう。</p>
委員長	<p>特にご意見がなければ、会議を公開するとともに資料の閲覧を認めることとします。</p> <p>事務局には、傍聴希望者へのご案内をお願いします。</p>
委員長	<p>それでは、議事を進行させていただきます。</p> <p>議題（１）北本市子どもの権利に関する行動計画（案）のパブリック・コメントについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題（１）と（２）は関連するため、まとめて説明したいのですが、よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>了承。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>それでは、議題（１）北本市子どもの権利に関する行動計画（案）のパブリック・コメントについて、議題（２）答申について説明いたします。</p> <p><資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料１ 北本市子どもの権利に関する行動計画（案）に関するパブリック・コメント手続の実施結果について ・資料２ 北本市子どもの権利に関する行動計画（案） ・資料３ 答申書案
委員長	<p>説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。</p>
委員長	<p>まず、議事録の公開と用語集が空白であったこと、検討に必要な情報が十分に公開されていないというご意見については、深く受け止め、今後このようなことがないようにしたいと思います。</p>
委員長	<p>計画案２３ページの理念と原則について、「※児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に定められている４つの基本原則に沿ったものです」の説明は必要でしょうか。</p>
事務局	<p>これまでの普及啓発物や他の資料などでも同様の説明を入れていたために記載しましたが、分かりにくくなるため、削除してもよいと考えます。</p>
委員	<p>基本理念と考え方については、条約があるから計画をつくるのか、条例があるから作るのか、それによって記載するかしないかは変わってくると思います。</p>
事務局	<p>条約に基づいてできた条例に基づいて計画を策定しているといえます。</p>
委員	<p>もともとは児童の権利に関する条約に基づいて自治体は条例を作っていると思いますが、計画案の１ページでは、国のこども基本法も市の条例も条約にのっとって作られているこ</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>とに触れられているので、２３ページの※の説明はなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>パブリック・コメントのご意見としては、「説明できるようにしてほしい」ということなので、説明は今の事務局の説明でいいのかなと思います。</p> <p>ご意見を踏まえ、混乱を招くため、２３ページの※の部分 を削除するという内容に修正します。</p>
委員	<p>７６ページの用語集の中に、和暦だけでなく西暦も加えて いただきたい。</p>
事務局	<p>西暦を追記します。</p>
委員	<p>用語集のさ行の中に、た行が入っています。</p>
事務局	<p>修正します。</p>
委員	<p>全角と半角が混在しているので、どちらかに統一したほう が見やすいと思います。</p>
事務局	<p>市の広報紙などでも一桁は全角、二桁以上は半角としてい ますので、それに合わせて整理したいと考えています。</p>
委員	<p>擁護委員と相談員について分かりにくいので、擁護委員と 相談員の関係性が分かる図などが入ると分かりやすいのでは ないかと思います。</p>
事務局	<p>条例を説明する小冊子に掲載しているような、相談から救 済までの流れの図を入れる方向で検討したいと思います。</p>
委員長	<p>２４ページは「子どもの権利の内容」となっていますが、 条例では「子どもの権利」となっています。多くの権利の中 からこれだけをピックアップしたわけではないですが、これ を見たときに読み取りにくかったのかなと感じました。</p> <p>２３ページに「子どもだけの大切に特別な権利」といって いるので、２４ページの同内容の説明は不要かなと感じまし</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>た。また、「この条例では」と書かれています。が、条例の正式名称を入れるほうがいいのではと思います。</p> <p>先ほど削除した「児童の権利に関する条約で規定されている権利をもとにして」という説明を加えてはどうかと思います。</p> <p>24ページの書き方は分かりにくいことからご意見をいただいたと思うので、ご指摘の部分の書き方を改め、子どもの権利について読んだ方が分かるように修正したいと思います。</p>
委員	<p>25ページの虐待、体罰、暴言等の不適切な指導、いじめの防止への取組について、虐待・体罰は肉体的、暴言等の不適切な指導は精神的、いじめは複合的なものとして盛り込んだという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見は、必ずしも肉体的なものだけではないという趣旨のため、不適切な指導など言葉によるものも含める形で「暴言等の不適切な指導」を加えました。</p>
委員長	<p>用語について、「子どもの最善の利益」や「子どもの意見表明」については、追加してはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>重要な考え方のため、用語の説明を追加します。</p>
委員	<p>条約で言っている「子どもの最善の利益」は、将来のことではなく「今」のことを指します。</p> <p>「意見表明」も、「意見」と訳されていますが、「感情」に近いと思います。</p>
委員	<p>27ページで、「子どもの権利」の認知度は30%程度ありますが、「北本市子どもの権利に関する条例」の認知度は10%程度と低いので、周知が大切だと思います。また、用語集にある「きたもと子どもの権利の日」は日にちが決まっているのであれば日にちを書くべきだと思います。</p>
事務局	<p>条例について周知していくとともに、「きたもと子どもの権</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員長	<p>利の日」については11月20日と追記します。</p> <p>今回、計画の策定にあたり、各担当部署で個別に実施していた施策事業を、改めて「子どもの権利に関する施策」という視点でとらえ直したこと、各部署と共同で作業したことに意味があると思います。</p> <p>研修に関するご意見はごもっともだと思います。要請されるようにすぐに実施することはなかなか難しい話ではあると思いますが。</p>
事務局	<p>研修のあり方について、必要であれば答申の中に意見として入れていただきたいと思います。</p>
委員	<p>研修を受けるにしても、その所属の全員の出席は難しいので代表者が受け、それを職場に持ち帰って広めることになるが、研修の場にいるから理解できることもあると思います。</p>
委員	<p>子どもにかかわる自分たちがしっかり学ぶ必要があるので、学ぶ機会を作っていただけるとありがたいです。</p>
委員	<p>こども大綱により、政府がようやく動き出したので、自治体でも各職場でも子どもに対して関心を持っていただければいいなと思っています。</p>
委員	<p>32ページの「虐待・体罰・暴言等の不適切な指導・いじめの防止への取組」の中で、「虐待・体罰・暴言等の不適切な指導」は大人から子どもへ行われるものですが、「いじめ」は子ども同士でするもので、これらを横並びで「禁止する」となっています。「虐待・体罰・暴言等の不適切な指導」は当然禁止ですが、いじめを禁止することは、子どもたちを監視することにもなり、そういった環境が子どもの健全な発育につながるとは思えないので、この表現は一考していただきたいです。</p>
事務局	<p>該当部分の表現について、修正します。</p>
委員長	<p>意見49で指摘されている、子どもの権利委員会に関する</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員	<p>ご指摘については、条例３７条に書かれている委員会の職務についてのことなので、受け止めたいと思います。</p> <p>高校生として参加しての個人的な意見になってしまいますが、こういった場に参加する機会としては、学べる場所でもあり、身になるいい機会だと思いますが、実際に参加すると、他の委員と比べても多く考えられないところもあったので、子どもが意見表明や社会参加する機会では、意見表明や社会参加しやすくなるよう助言するなどの配慮をして計画を進めていただくと、今後、子どもも参加しやすくなるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>子どもや若者が意見表明、社会参加しやすくなるための配慮についての貴重なご意見なので、答申の中に反映していただければと思います。</p>
委員	<p>委員がおっしゃったのは「分からないことが多いから発言しにくい」という感覚ですか。</p>
委員	<p>分からない言葉や難しい言葉などは、理解するのに時間がかかるので、自分の意見が言えなかったり、遅れたりすることがありました。</p>
委員	<p>この委員会は、若い人もいる場所なので、高校生としての意見を言うだけでいいのであって、難しく考える必要はないし、分からないことがあれば聞けばいいと思います。「これ何？」と聞くことがまさに子どもの権利です。</p>
事務局	<p>パブリック・コメントの意見とそれに対する市の考え方と答申の部分について、いただいたご意見を参考に、再度事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認いただく形とさせていただければと思います。</p>
委員長	<p>続いて、議題（３）その他、について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今後のことについて、資料をもとに説明いたします。</p>

会議記録（2）

発言者	発言内容・決定事項
委員長	<p><資料> ・資料4 国の「こども基本法」と今後の「北本市子どもの権利に関する行動計画」について</p> <p>説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。</p> <p>(特になし)</p>
事務局	<p>答申について、本日のご意見を踏まえ、再度事務局案を作成し、ご確認いただきますが、答申は、よろしければ委員長と代表の委員数名にお集まりいただき、答申していただければと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>了承。</p>
事務局	<p>それでは、委員長と代表の委員と事務局で調整させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>今さらですが、子どもは、幼児期の教育、遊びなどをおして世の中と出会っていき、楽しい気持ちをもって成長していく。いろんな人がいて、いろんなものがあることに、素敵だなという気持ちをもつには、どのように関わりをもたせるかにかかっていると思います。</p>
事務局	<p>思い、熱意を計画の中の文章に反映できるか検討します。</p>
委員長	<p>計画に熱意が伝わる表現を加えられないかと思います。</p>
事務局	<p>案を皆様にお示しする際に検討します。</p>
委員長	<p>ほかに意見等がなければ、本日の議題については、以上で終わりましたので、議事の進行を事務局に戻します。</p> <p>4 閉会</p>
事務局	<p>森田委員長、ありがとうございました。</p>

会議記録(2)

発言者	発言内容・決定事項
	<p>委員の皆様には、長時間にわたりましてありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第5回北本市子どもの権利委員会を閉会いたします。</p>
<p>事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>令和6年 3月 11日</p> <p>北本市子どもの権利委員会 委員長 森田満理子</p>	